

消食表第543号
令和5年9月29日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長
(公印省略)

「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の一部改正について

今般、機能性の科学的根拠を説明する資料である研究レビューにおいて、準拠することとされているPRISMA声明（2009年）がPRISMA声明（2020年）に更新されたこと、届出内容の責任の所在を明確にすること、最終製品を用いた臨床試験（ヒト試験）の研究計画の事前登録については公開データベースの運用に従う必要があること、参照しているガイドラインの更新や廃止がされたこと等を踏まえ、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成27年3月30日付け消食表第141号消費者庁食品表示企画課長通知）について、別添新旧対照表のとおり改正しましたので、御了知願いますとともに、貴管下関係者等への周知をお願いします。